

**医療法人 弘池会 口之津病院**  
**(介護予防)訪問リハビリテーション利用料金表 ( 1 割 )**

1. (介護予防)訪問リハビリテーション利用料金

(1) 基本料金(保険給付分)

基本料金	1回の利用料	利用者負担額	算定回数等
要支援者	3070円	307円	1回あたり
要介護者	3070円	307円	1回あたり

※1回20分以上のサービス1週に6回を限度(退院退所後3月以内の場合は12回まで)

(2) 加算と減算

加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60円	6円	1回あたり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円	3円	1回あたり
短期集中リハビリテーション実施加算	2000円	200円	1日あたり
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	2300円	230円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	2800円	280円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	3200円	320円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	4200円	420円	1月あたり (3月に1回を限度)
社会参加支援加算	170円	17円	1日あたり
事業所評価加算(介護予防のみ)	1200円	120円	1月あたり
減算			
利用開始月から起算して12月を超えた期間に 介護予防訪問リハビリテーションを行った場合減算	-50円	-5円	1回あたり
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療 を行わなかった場合	-500円	-50円	1回あたり
その他			
交通費(通常のサービス提供地域を超えてサービス実施する場合)	利用料×5%	153円	1日あたり

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。

退院(退所)日又は介護認定の効力発生日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーション計画の進捗等を定期的に見直し、介護支援専門員を通じた居宅サービス事業者への情報伝達等基準を満たした場合に1月に1回算定します。

※社会参加支援加算はリハビリテーション修了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション計画書を移行先へ提供した場合等に算定します。

※事業所評価加算は定められた算出式をもとに基準を満たした場合に加算します。

※自事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なるものを言います。

同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を言います。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

**医療法人 弘池会 口之津病院**  
**(介護予防)訪問リハビリテーション利用料金表 ( 2 割 )**

1. (介護予防)訪問リハビリテーション利用料金

(1) 基本料金(保険給付分)

基本料金	1回の利用料	利用者負担額	算定回数等
要支援者	3070円	614円	1回あたり
要介護者	3070円	614円	1回あたり

※1回20分以上のサービス1週に6回を限度(退院退所後3月以内の場合は12回まで)

(2) 加算と減算

加算	利用料	利用者負担額	算定回数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	60円	12円	1回あたり
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	30円	6円	1回あたり
短期集中リハビリテーション実施加算	2000円	400円	1日あたり
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	2300円	460円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ	2800円	560円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	3200円	640円	1月あたり
リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ	4200円	840円	1月あたり (3月に1回を)
社会参加支援加算	170円	34円	1日あたり
事業所評価加算(介護予防のみ)	1200円	240円	1月あたり
減算			
利用開始月から起算して12月を超えた期間に 介護予防訪問リハビリテーションを行った場合減算	-50円	-10円	1回あたり
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療 を行わなかった場合	-500円	-100円	1回あたり
その他			
交通費(通常のサービス提供地域を超えてサービス実施する場合)	利用料×5%	153円	1日あたり

※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復果的であると認められる場合に加算します。

退院(退所)日又は介護認定の効力発生日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20以上の個別リハビリテーションを行います。

※ リハビリテーションマネジメント加算については、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーション計画の進捗定期的に見直し、介護支援専門員を通じた居宅サービス事業者への情報伝達等基準を満たした場合に1月に1回算定します。

※ 社会参加支援加算はリハビリテーション修了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、リハビリテーション書を移行先へ提供した場合等に算定します。

※ 事業所評価加算は定められた算出式をもとに基準を満たした場合に算定します。

※ 自事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。同一の建物に20人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が20人以上居住する建物を指します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを必要とする旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション算定せず、別途医療保険による提供となります。

